

令和8年度 長与町地域防災計画

新旧対照表

(本編)

【令和8年度長与町地域防災計画（本編）修正】

6 ページ	第1編		第3節	長与町の気象と災害の記録
修正理由	期間の更新及び単位表記の訂正による修正			
現行			修正後	
<p>1. 長与町の気候</p> <p>(1) 概要</p> <p>本町の北端に大村湾があるが、この大村湾の影響を受けて比較的寒暖の差が少なく、年平均気温は約17℃で一般的に温和な気候である。風は冬期の北西の季節風をまともに受けるが、特に台風期を除いては穏やかで、年間を通じて平均2.3m程度の風速にすぎない。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 降水量</p> <p>降水量の年変化は、6、7月の梅雨期と9月の台風、秋の長雨の時期に2回の頂点がある。令和2年から令和6年までの統計により長崎地方気象台における月別降水量をみると資料編のとおりである。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 強 風</p> <p>風は、特に台風期を除いてはだいたい穏やかで、年間平均2.3mにすぎない。</p>			<p>1. 長与町の気候</p> <p>(1) 概要</p> <p>本町の北端に大村湾があるが、この大村湾の影響を受けて比較的寒暖の差が少なく、年平均気温は約17℃で一般的に温和な気候である。風は冬期の北西の季節風をまともに受けるが、特に台風期を除いては穏やかで、年間を通じて平均2.3m/s程度の風速にすぎない。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 降水量</p> <p>降水量の年変化は、6、7月の梅雨期と9月の台風、秋の長雨の時期に2回の頂点がある。令和3年から令和7年までの統計により長崎地方気象台における月別降水量をみると資料編のとおりである。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 強 風</p> <p>風は、特に台風期を除いてはだいたい穏やかで、年間平均2.3m/sにすぎない。</p>	

【令和8年度長与町地域防災計画（本編）修正】

7 ページ	第 1 編		第 3 節	長与町の気象と災害の記録
修正理由	期間の更新による修正			
現行			修正後	
(略)			(略)	
資料編：過去10年間の気象観測記録（年別値） <u>令和6年</u> の気象観測記録（月別値） 長崎における日最大瞬間風速第5位までの台風経路			資料編：過去10年間の気象観測記録（年別値） <u>令和7年</u> の気象観測記録（月別値） 長崎における日最大瞬間風速第5位までの台風経路	

【令和8年度長与町地域防災計画（本編）修正】

9 ページ	第1編		第4節	長崎県の地震・津波の想定
修正理由	気象台資料の修正に伴う修正			
現行			修正後	
<p>4. 地震発生状況</p> <p>気象庁によって全県的な地震観測データが記録されるようになった1919年(大正8年)以降に長崎、雲仙岳、佐世保、福江、平戸、厳原の各気象官署で観測された震度1以上の地震の発生回数をまとめたものが表-2である。気象官署で震度5以上を記録しているのは<u>雲仙岳のみ</u>である。</p>			<p>4. 地震発生状況</p> <p>気象庁によって全県的な地震観測データが記録されるようになった1919年(大正8年)以降に長崎、雲仙岳、佐世保、福江、平戸、厳原の各気象官署で観測された震度1以上の地震の発生回数をまとめたものが表-2である。気象官署で震度5以上を記録しているのは<u>長崎と雲仙岳</u>である。</p>	

【令和8年度長与町地域防災計画（本編）修正】

11 ページ	第1編		第4節	長崎県の地震・津波の想定
修正理由	長崎県地域防災計画の修正に伴う修正			
現行			修正後	
表-1 長崎県における主な被害地震 の最下行			表-1 長崎県における主な被害地震 の最下行	
西暦(和暦)	地域名	地震規模M	被害中心地	被害の概要
2016.4.14-16 (平成28.4.14-16)	熊本県 熊本地 方	最大7.3 <u>(01時25分)</u>	南島原・島原・ 雲仙・諫早	<u>家屋一部破損、崖崩れ、ブロック塀倒壊</u>
2016.4.14-16 (平成28.4.14-16)	熊本県 熊本地 方	最大7.3 <u>(4月16日 01時25分)</u>	南島原・島原・ 雲仙・諫早	<u>住家一部破損1棟、 がけ崩れ1箇所、 水道断水50戸</u>

【令和8年度長与町地域防災計画（本編）修正】

24 ページ	第1編		第5節	防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱																								
修正理由	九州管区行政評価局（行政監視行政相談センター）が指定地方行政機関に指定されたことに伴う修正																											
現行			修正後																									
2. 所掌事務または業務 (1) ～ (2) (略) (3) 指定行政機関 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>九州管区警察局 (長崎県警察本部)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>(追加)</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>九州厚生局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> (4) ～ (8) (略)			機 関 名	所 掌 事 務	(略)	(略)	九州管区警察局 (長崎県警察本部)	(略)	<u>(追加)</u>		九州厚生局	(略)	(略)	(略)	2. 所掌事務または業務 (1) ～ (2) (略) (3) 指定行政機関 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>九州管区警察局 (長崎県警察本部)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>九州管区行政評価局 (長崎行政監視行政相談 センター)</u></td> <td><u>(1) 被災者への生活支援情報の提供</u> <u>(2) 専用電話を備えた相談窓口の開設</u> <u>(3) 特別行政相談所の開設</u></td> </tr> <tr> <td>九州厚生局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> (4) ～ (8) (略)		機 関 名	所 掌 事 務	(略)	(略)	九州管区警察局 (長崎県警察本部)	(略)	<u>九州管区行政評価局 (長崎行政監視行政相談 センター)</u>	<u>(1) 被災者への生活支援情報の提供</u> <u>(2) 専用電話を備えた相談窓口の開設</u> <u>(3) 特別行政相談所の開設</u>	九州厚生局	(略)	(略)	(略)
機 関 名	所 掌 事 務																											
(略)	(略)																											
九州管区警察局 (長崎県警察本部)	(略)																											
<u>(追加)</u>																												
九州厚生局	(略)																											
(略)	(略)																											
機 関 名	所 掌 事 務																											
(略)	(略)																											
九州管区警察局 (長崎県警察本部)	(略)																											
<u>九州管区行政評価局 (長崎行政監視行政相談 センター)</u>	<u>(1) 被災者への生活支援情報の提供</u> <u>(2) 専用電話を備えた相談窓口の開設</u> <u>(3) 特別行政相談所の開設</u>																											
九州厚生局	(略)																											
(略)	(略)																											

【令和8年度長与町地域防災計画（本編）修正】

29 ページ	第2編		第1節	防災知識普及計画
修正理由	長崎県地域防災計画の修正に伴う修正			
現行			修正後	
<p>第1節 防災知識普及計画</p> <p>この計画は、防災関係職員及び一般住民に対し、<u>(追加)</u> 災害予防または災害応急措置等防災知識の普及徹底を図り、より効果的な災害対策の実施に努めるものとする。</p>			<p>第1節 防災知識普及計画</p> <p>この計画は、防災関係職員及び一般住民に対し、<u>平時から</u> 災害予防または災害応急措置等防災知識の普及徹底を図り、より効果的な災害対策の実施に努めるものとする。</p>	

【令和8年度長与町地域防災計画（本編）修正】

29 ページ	第2編	第1章	第1節	防災知識普及計画
修正理由	長崎県地域防災計画の修正に伴う修正			
現行			修正後	
<p>2. 普及にあたっては徹底を図る必要のある事項を重点に普及するものとし、おおむね次のとおりである</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 火災予防措置</p> <p>ア 火災予防の心得</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>イ</u> 台風襲来時の家屋の保全方法</p> <p><u>ウ</u> 雨期への備え</p> <p><u>エ</u> 地震・津波の心得</p> <p><u>オ</u> 農作物の災害予防事前措置</p> <p><u>カ</u> 船舶等の避難措置</p> <p><u>キ</u> その他</p> <p>(4) ～ (5) (略)</p>			<p>2. 普及にあたっては徹底を図る必要のある事項を重点に普及するものとし、おおむね次のとおりである</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 火災予防措置</p> <p>ア 火災予防の心得</p> <p><u>イ</u> <u>林野火災出火原因</u></p> <p><u>ウ</u> 台風襲来時の家屋の保全方法</p> <p><u>エ</u> 雨期への備え</p> <p><u>オ</u> 地震・津波の心得</p> <p><u>カ</u> 農作物の災害予防事前措置</p> <p><u>キ</u> 船舶等の避難措置</p> <p><u>ク</u> その他</p> <p>(4) ～ (5) (略)</p>	

【令和8年度長与町地域防災計画（本編）修正】

33 ページ	第2編	第1章	第3節	自主防災活動計画																
修正理由	自主防災組織結成状況の時点修正																			
現行			修正後																	
1. 組 織			1. 組 織																	
<p style="text-align: center;">自主防災組織結成状況 (令和7年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>自治会総数</th> <th>自主防災組織結成数</th> <th>比率 (%)</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>52(17,111)</u></td> <td><u>48</u>自治会<u>45</u>組織 <u>(16,855)</u></td> <td><u>92.0(98.5)</u></td> <td>() 内は、世帯数</td> </tr> </tbody> </table>			自治会総数	自主防災組織結成数	比率 (%)	備 考	<u>52(17,111)</u>	<u>48</u> 自治会 <u>45</u> 組織 <u>(16,855)</u>	<u>92.0(98.5)</u>	() 内は、世帯数	<p style="text-align: center;">自主防災組織結成状況 (令和8年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>自治会総数</th> <th>自主防災組織結成数</th> <th>比率 (%)</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>53(17,178)</u></td> <td><u>50</u>自治会<u>47</u>組織 <u>(17,015)</u></td> <td><u>94.3(99.0)</u></td> <td>() 内は、世帯数</td> </tr> </tbody> </table>		自治会総数	自主防災組織結成数	比率 (%)	備 考	<u>53(17,178)</u>	<u>50</u> 自治会 <u>47</u> 組織 <u>(17,015)</u>	<u>94.3(99.0)</u>	() 内は、世帯数
自治会総数	自主防災組織結成数	比率 (%)	備 考																	
<u>52(17,111)</u>	<u>48</u> 自治会 <u>45</u> 組織 <u>(16,855)</u>	<u>92.0(98.5)</u>	() 内は、世帯数																	
自治会総数	自主防災組織結成数	比率 (%)	備 考																	
<u>53(17,178)</u>	<u>50</u> 自治会 <u>47</u> 組織 <u>(17,015)</u>	<u>94.3(99.0)</u>	() 内は、世帯数																	

【令和8年度長与町地域防災計画（本編）修正】

34 ページ	第2編	第1章	第3節	自主防災活動計画
修正理由	長崎県地域防災計画の修正に伴う修正			
現行			修正後	
<p>4. 自主防災組織防災訓練の援助 (略)</p> <p><u>(追加)</u> <u>(追加)</u></p>			<p>4. 自主防災組織防災訓練の援助 (略)</p> <p>5. 多様な主体との連携 <u>町は、地域コミュニティの防災体制の充実強化を図るため、消防団や自主防災組織、防災士等の多様な主体との連携等を図るものとする。</u></p>	

【令和8年度長与町地域防災計画（本編）修正】

39 ページ	第2編	第1章	第8節	災害危険区域予防計画
修正理由	山地災害危険地区数の時点修正等に伴う修正			
現行			修正後	
<p>2. 危険区域</p> <p>(2) 山地災害危険地区</p> <p>町内における山地災害危険地区は<u>53</u>箇所（山腹崩壊危険地区<u>39</u>箇所、崩壊土砂流出危険地区<u>14</u>箇所）である。</p> <p>(3) 土砂災害警戒区域</p> <p>県知事は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）第6条の規定に基づき、土砂災害警戒区域を指定することができる。また、土砂災害防止法第8条に基づき、土砂災害警戒特別区域を指定することができる。</p> <p>なお、県知事は、土砂災害警戒特別区域において、新たな宅地の造成行為や建築行為については必要な規制があり、従前から存在する建築物で、住民等の生命に著しい危険が生じるものについては、必要な措置をとることを所有者等に勧告することができる。</p> <p>平成30年2月に長崎県により長与町内の土砂災害警戒区域が指定された。町内における土砂災害警戒区域・特別警戒区域数は <u>635</u> 箇所である。</p>			<p>2. 危険区域</p> <p>(2) 山地災害危険地区</p> <p>町内における山地災害危険地区は<u>48</u>箇所（山腹崩壊危険地区<u>35</u>箇所、崩壊土砂流出危険地区<u>13</u>箇所）である。</p> <p>(3) 土砂災害警戒区域</p> <p>県知事は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）第6条の規定に基づき、土砂災害警戒区域を指定することができる。また、土砂災害防止法第8条に基づき、土砂災害警戒特別区域を指定することができる。</p> <p>なお、県知事は、土砂災害警戒特別区域において、新たな宅地の造成行為や建築行為については必要な規制があり、従前から存在する建築物で、住民等の生命に著しい危険が生じるものについては、必要な措置をとることを所有者等に勧告することができる。</p> <p>平成30年2月に長崎県により長与町内の土砂災害警戒区域が指定された。町内における土砂災害警戒区域・特別警戒区域数は <u>639</u> 箇所である。</p>	

【令和8年度長与町地域防災計画（本編）修正】

42 ページ	第2編	第1章	第9節	火災予防計画
修正理由	長崎県地域防災計画の修正に伴う修正			
現行			修正後	
<p>6. 山火事の防止 (略)</p> <p><u>(追加)</u> <u>(追加)</u></p>			<p>6. 山火事の防止 (略)</p> <p>7. 火入れの許可申請等について <u>町は、火入れの許可申請の徹底やたき火等の把握に取り組むとともに、火入れやたき火等を行うものが火災予防上必要な措置の徹底を図るよう、適切な対応を行うものとする。また、町は許可した火入れの情報等を消防機関に共有するものとする。</u> <u>町は、乾燥や強風等の気象状況に応じて的確に火災に関する警戒情報等を発表するとともに、住民等に対する注意喚起、監視パトロール等の強化など適切な対応を行うものとする。</u></p>	

【令和8年度長与町地域防災計画（本編）修正】

47 ページ	第2編	第1章	第13節	道路災害予防計画
修正理由	道路現況の時点修正に伴う修正			
現行			修正後	
<p>1. 道路の現況</p> <p>本町の道路は、一般国道207号 <u>8,436</u>m、一般県道 <u>(追加) 113号 (追加) 2,285</u>m、主要地方道33号・45号の2路線 <u>12,483</u>mにより骨格をなしている。</p> <p>町道については、一級町道15路線15,752m、二級町道12路線17,779m、一般町道<u>854</u>路線<u>175,583</u>m、農道は186路線60,562mであり、国・県道については県で、町道・農道は町で管理している。</p>			<p>1. 道路の現況</p> <p>本町の道路は、一般国道207号 <u>8,717</u>m、一般県道<u>111号・113号の2路線 2,700</u> m、主要地方道33号・45号の2路線 <u>12,107</u>mにより骨格をなしている。</p> <p>町道については、一級町道15路線15,752m、二級町道12路線17,779m、一般町道<u>857</u>路線<u>179,677</u>m、農道は186路線60,562mであり、国・県道については県で、町道・農道は町で管理している。</p>	

【令和8年度長与町地域防災計画（本編）修正】

50 ページ	第2編	第1章	第15節	医療・保健に係る災害予防対策
修正理由	連携主体の修正			
現行			修正後	
<p>2. 災害時医療体制の整備</p> <p>(1) 町内における体制整備 (略)</p> <p>(2) 西彼杵医師会との連携</p> <p>町及び<u>県</u>は、災害時における医療の確保のため、西彼杵医師会との協定の締結等により、連携の強化を図る。</p> <p>ア 町 <u>(追加)</u> は、あらかじめ災害時の医療救護に関する協定を締結し、災害時における医療救護班の確保を図る。</p>			<p>2. 災害時医療体制の整備</p> <p>(1) 町内における体制整備 (略)</p> <p>(2) 西彼杵医師会との連携</p> <p>町及び<u>西彼保健所</u>は、災害時における医療の確保のため、西彼杵医師会との協定の締結等により、連携の強化を図る。</p> <p>ア 町 <u>及び西彼保健所</u> は、あらかじめ災害時の医療救護に関する協定を締結し、災害時における医療救護班の確保を図る。</p>	

【令和8年度長与町地域防災計画（本編）修正】

52 ページ	第2編	第1章	第16節	応急救助等における防災体制の整備
修正理由	長崎県地域防災計画の修正に伴う修正			
現行			修正後	
3. 災害時の緊急物資調達計画の整備 (1) 備蓄または調達の基本方針 ア (略) イ (略) <u>(追加)</u>			3. 災害時の緊急物資調達計画の整備 (1) 備蓄または調達の基本方針 ア (略) イ (略) <u>ウ 備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表する。</u> <u>また、備蓄場所ごとの備蓄物資の品目・数量などを定期的に更新する</u> <u>など最新の状況を把握するものとする。</u>	

【令和8年度長与町地域防災計画（本編）修正】

53 ページ	第2編	第1章	第16節	応急救助等における防災体制の整備
修正理由	物資管理システムの更新に伴う修正			
現行			修正後	
<p>3. 災害時の緊急物資調達計画の整備</p> <p>(1) ～ (5) (略)</p> <p>(6) これらの備蓄は<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>にて管理するとともに、災害発生時には、同システムを活用し直ちに備蓄状況を確認し、必要な物資を速やかに把握できる体制を整える。</p>			<p>3. 災害時の緊急物資調達計画の整備</p> <p>(1) ～ (5) (略)</p> <p>(6) これらの備蓄は<u>新物資システム (B-P L o)</u>にて管理するとともに、災害発生時には、同システムを活用し直ちに備蓄状況を確認し、必要な物資を速やかに把握できる体制を整える。</p>	

【令和8年度長与町地域防災計画（本編）修正】

60 ページ	第2編	第1章	第20節	電算室等における情報システムの防災安全対策計画
修正理由	情報システムの防災安全対策計画としての見直しに伴う修正			
現行			修正後	
<p>第20節 <u>コンピューター</u>の安全対策計画</p> <p><u>地震発生の際、電算室等に設置しているコンピューターの一時停止に対する防災対策として、電算室等での人的被害を最小にするとともに、速やかに再稼働させることを目標とする。</u></p> <p>1. 建物(追加)に関すること</p> <p>(1) 天井(追加)、照明器具(追加)の落下防止</p> <p>(2) 0Aフローア床の跳ね上がりや落下防止</p> <p>(3) 壁、窓ガラスの破損防止</p> <p>(4) 避難エリア、通路の確保 (追加)</p> <p>2. <u>コンピューター</u>に関すること</p> <p>(1) 機器(追加)の移動、転倒(追加)防止</p> <p>(2) ケーブルの断線防止</p> <p>(3) データファイルの破損防止</p>			<p>第20節 <u>電算室等における情報システムの防災安全対策計画</u></p> <p><u>電算室等については、地震、火災、停電、漏水、空調停止、回線障害その他の災害・事故が発生した場合において、人的被害を防止し、重要業務に係る情報システムを可能な限り継続し、又は優先順位に従って速やかに復旧させることを目標とする。</u></p> <p>1. 建物及び室内環境に関すること</p> <p>(1) 天井材、照明器具、<u>空調機器、配管等</u>の落下防止</p> <p>(2) 0Aフローアの床材の跳ね上がり防止</p> <p>(3) 壁、窓ガラスの破損<u>または飛散防止措置</u></p> <p>(4) 避難エ路、非常口及び保守作業動線の確保</p> <p>(5) <u>火災時の被害拡大防止のため感知設備及び消火設備の適切な維持管理</u></p> <p>2. <u>情報機器及びラック等</u>に関すること</p> <p>(1) 機器類及びラック等の移動、転倒<u>及び落下</u>防止</p> <p>(2) ケーブルの断線防止</p> <p>(3) データファイルの破損防止</p>	

<p>3. 電源、空調及び回線設備等に関すること</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加) 電源設備及び空調設備の固定</u></p> <p>4. 保管庫等に関すること</p> <p><u>(1) データファイルの別室への二重保管</u></p> <p><u>(2) サーバーラック等の転倒防止</u></p> <p>5. ソフト面に関すること</p> <p><u>(1) 防災体制の明確化</u></p> <p><u>(2) 地震時の処置、手段要領の作成と周知徹底</u></p> <p><u>(3) 復旧連絡網の整備</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(4) 情報セキュリティポリシーの遵守</u></p>	<p>3. 電源、空調及び回線設備等に関すること</p> <p><u>(1) 商用電源停電時に備え UPS による安全停止</u></p> <p><u>(2) 必要に応じて非常用発電機又は電源確保</u></p> <p><u>(3) 空調設備停止時の影響を想定し温湿度監視、異常通報及び代替冷却手段の整備</u></p> <p><u>(4) 各種ネットワークにかかる障害時の代替手段の確保</u></p> <p><u>(5) 電源設備及び空調設備の固定</u></p> <p>4. 保管庫等に関すること</p> <p><u>重要データの定期的なバックアップの実施と別室への二重管理</u></p> <p>5. ソフト面に関すること</p> <p><u>(1) 災害発生時の指揮命令系統、情報連絡体制及び役割分担の明確化</u></p> <p><u>(2) 発災時の人命の安全確保及び火災・感電等による二次災害の防止</u></p> <p><u>(3) 安全確認後の設備点検の手順の明確化</u></p> <p><u>(4) システム停止、再起動及び復旧手順の明確化</u></p> <p><u>(5) 被害状況、停止状況、復旧見込み及び代替運用状況の関係部署への共有</u></p> <p><u>(6) 情報セキュリティポリシーの遵守</u></p>
---	--

【令和8年度長与町地域防災計画（本編）修正】

63～64 ページ	第2編	第1章	第23節	竜巻・突風災害予防計画
修正理由	防災気象情報の見直しに伴う修正			
現行			修正後	
<p>2. 竜巻突風に対する対策</p> <p>(1) <u>竜巻情報</u>等気象情報の取得</p> <p>竜巻等の発生メカニズムについては未だ研究段階であるが、気象庁では、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風が発生しやすい気象状況となったと判断された場合に<u>竜巻注意情報</u>を発表する。竜巻注意情報の詳細については、第2編 第2章 第6節の「1. 予警報等の定義」の「<u>ケ 竜巻注意情報</u>」を参照。</p>			<p>2. 竜巻突風に対する対策</p> <p>(1) <u>気象防災速報（竜巻注意／竜巻目撃）</u>等気象情報の取得</p> <p>竜巻等の発生メカニズムについては未だ研究段階であるが、気象庁では、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風が発生しやすい気象状況となったと判断された場合に<u>気象防災速報（竜巻注意／竜巻目撃）</u>を発表する。竜巻注意情報の詳細については、第2編 第2章 第6節の「1. 予警報等の定義」の「<u>4. 気象防災速報（竜巻注意／竜巻目撃）</u>」を参照。</p>	

【令和8年度長与町地域防災計画（本編）修正】

67 ページ	第2編	第1章	第25節	帰宅困難者対策計画
修正理由	「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策ガイドライン」の改定に伴う修正 (ガイドライン改定後名称：「災害発生時における大規模な帰宅困難者等の発生への対策に関するガイドライン」)			
現行			修正後	
<p>7. 帰宅困難となる観光客等への対策 (略)</p> <p><u>(追加)</u> <u>(追加)</u></p>			<p>7. 帰宅困難となる観光客等への対策 (略)</p> <p>8. 民間企業等との連携</p> <p><u>大規模災害が発生した場合には、行政機関による「公助」に限界があることから、民間企業等による「共助」も含めた総合的な対応を行うことを目指し、災害時支援協定の締結等により、民間企業等より協力を得て、一時滞在施設の開設等帰宅困難者等の取り組みを促進する。</u></p> <p><u>一方で、地震等による直接的な建物被害や人的被害が発生しない状況等においても多数の帰宅困難者が発生する場合がある。こうした状況においても、酷暑や極寒などの外部環境が過酷な場合もありうることから、公共交通機関の運行状況などの情報をもとに、一時滞在施設の開設判断や開設場所、これらに必要な事前準備を官民が連携して柔軟に行うものとする。</u></p>	

【令和8年度長与町地域防災計画（本編）修正】

76 ページ	第2編	第2章	第2節	動員計画	
修正理由	防災気象情報の見直しに伴う修正				
現行			修正後		
(1)設置区分			(1)設置区分		
区分	配備時期	配備内容	区分	配備時期	配備内容
第1次配備	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨、暴風雨その他の警報及び土砂災害警戒情報が発令され、災害の発生が予想される場合、または軽微な災害が発生した場合 ・その他特に町長が必要と認めたとき 	災害に対する警戒体制をとるとともに小災害の発生に対処し得る人員を配備する。第2配備に移行しうる体制とする。	第1次配備	<ul style="list-style-type: none"> ・レベル4大雨危険警報、暴風雨その他の警報及びレベル4土砂災害危険警報が発令され、災害の発生が予想される場合、または軽微な災害が発生した場合 ・その他特に町長が必要と認めたとき 	災害に対する警戒体制をとるとともに小災害の発生に対処し得る人員を配備する。第2配備に移行しうる体制とする。
第2次配備	<ul style="list-style-type: none"> ・局地的な災害が発生し、または発生するおそれがある場合 ・その他特に町長が必要と認めたとき 	災害発生とともに直ちに災害応急活動が開始できる体制とする。第3配備に移行しうる体制とする。	第2次配備	<ul style="list-style-type: none"> ・局地的な災害が発生し、または発生するおそれがある場合 ・その他特に町長が必要と認めたとき 	災害発生とともに直ちに災害応急活動が開始できる体制とする。第3配備に移行しうる体制とする。
第3次配備	<ul style="list-style-type: none"> ・特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、大雪、暴風雪）が発表されたとき ・全町域にわたる災害が発生し、または発生するおそれがある場合並びに全域でなくても被害が特に甚大と予想される場合 ・その他特に町長が必要と認めたとき 	動員可能な全職員をもってあたるもので完全な非常体制とする。	第3次配備	<ul style="list-style-type: none"> ・レベル5土砂災害特別警報、レベル5大雨特別警報、レベル5高潮特別警報、特別警報（暴風、波浪、大雪、暴風雪）が発表されたとき ・全町域にわたる災害が発生し、または発生するおそれがある場合並びに全域でなくても被害が特に甚大と予想される場合 ・その他特に町長が必要と認めたとき 	動員可能な全職員をもってあたるもので完全な非常体制とする。

【令和8年度長与町地域防災計画（本編）修正】

85～88 ページ	第2編	第2章	第6節	気象予警報等の伝達計画
修正理由	防災気象情報の見直しに伴う修正			
現行			修正後	
1. 予警報等の定義 この計画において、注意報、警報、 <u>(追加)</u> 、特別警報、情報、水防警報、火災警報の定義は、次に定めるところによる。 (1) 注意報、警報及び情報（気象業務法） ア 概要 (ア)注意報 大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報。 (イ)警報 大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報。 (ウ)特別警報 大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報 <u>(追加)</u> イ <u>(追加)</u> 警報、注意報の種類と発表基準 資料編： <u>気象警報、注意報の種類と発表基準</u>			1. 予警報等の定義 この計画において、注意報、警報、 <u>危険警報</u> 、特別警報、情報、水防警報、火災警報の定義は、次に定めるところによる。 (1) 注意報、警報及び情報（気象業務法） ア 概要 資料編： <u>特別警報・危険警報・警報・注意報の名称と概要</u> イ <u>特別警報・危険警報・警報・注意報の種類と発表基準</u> 資料編： <u>特別警報の指標及び危険警報・警報・注意報発表基準一覧表</u>	

種 類	概 要	種 類	概 要
<p>土砂キキクル <u>（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）</u></p>	<p>大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。<u>2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数</u>の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、<u>大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等</u>が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 	<p>土砂キキクル</p>	<p>大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。<u>最大6時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の組み合わせ</u>の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、<u>土砂災害の警報等</u>が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

種 類	概 要	種 類	概 要
<p>浸水キキクル <u>—(大雨警報(浸水害)の危険度分布)—</u></p>	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、<u>大雨警報(浸水害)</u>等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベルに相当。 <u>(追加)</u> 	<p>浸水キキクル</p>	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、<u>大雨の警報等</u>が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・<u>「危険」(紫)：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。</u> ・<u>「警戒」(赤)：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。</u> ・<u>「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</u>

種 類	概 要	種 類	概 要
洪水キキクル （洪水警報の危険度分布）	（略）	洪水キキクル	（略）
流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、 <u>洪水</u> 警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。	流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

エ (略)

オ 長崎県気象情報

(タイトル及び内容をすべて変更)

エ (略)

オ 長崎県気象防災速報

気象情報のうち、警戒レベル相当情報やそれ以外の警報等を補足する情報として、線状降水帯など顕著現象が発生または発生しつつある場合に「気象防災速報」を公表する。気象防災速報で伝える情報は以下の5つである。

1. 気象防災速報 (記録的短時間大雨)

レベル3大雨警報等を発表中かつ大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨 (1時間降水量) が観測 (地上の雨量計による観測) 又は解析 (気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせて分析) された場合に、長崎県気象防災速報 (記録的短時間大雨) 」という表題の情報が発表される。長崎県の雨量による発表基準は、1時間 110 ミリ以上の降水が観測又は解析されたときである。

2. 気象防災速報 (線状降水帯発生)

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「長崎県気象防災速報 (線状降水帯発生) 」という表題の情報が発表される。

※ 上記 1, 2 に該当する情報が発表されたときは、土砂災害及び低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような大雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

3. 気象防災速報 (線状降水帯直前予測)

線状降水帯発生の可能性が高まった場合には、線状降水帯発生の 2～3 時間前を目安に、予測情報として「長崎県気象防災速報 (線状降水帯直前予測) 」という表題の情報が発表される。

気象状況	気象庁等の情報	市町村の対応	住民がとるべき行動	警戒レベル
数十年に一度の大雨	大雨特別警報	緊急安全確保	命の危険 直ちに安全確保！	5
大雨の直前～2時間程度前	大雨特別警報 土砂災害警戒情報 高潮特別警報	避難指示 第4次防災体制 (防災対策本部設置)	危険な場所から全員避難	4
大雨の直前～2時間程度前	大雨特別警報 洪水警報 注意報	警戒 危険 避難発生情報	危険な場所から高齢者等は避難	3
大雨の直前～数時間前	大雨特別警報 注意報	高齢者等避難 第3次防災体制 (高齢者等避難の発令を判断できる体制)	危険な場所から高齢者等は避難	3
大雨の直前～約1日前	早期注意情報 (警報級の可能性)	第2次防災体制 (高齢者等避難の発令を判断できる体制)	自らの避難行動を確認	2
		第1次防災体制 (連絡委員を配置)	災害への心構えを高める	1

※ 避難指示は大雨警報発令後、気象庁の発表による。避難レベルは、気象庁発表の発表による。

「避難情報に関するガイドライン」(内閣府)に基づき気象庁において作成

4. 気象防災速報（竜巻注意／竜巻目撃）

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（長崎県南部など）で気象防災速報（竜巻注意）として気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（長崎県南部など）で気象防災速報（竜巻目撃）として発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

気象状況	気象庁等の情報	市町村の対応	住民がとるべき行動	警戒レベル
災害の切迫・発生	河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮 レベル5特別警報	緊急安全確保	命の危険 直ちに安全確保！	5
2時間～0時間程度前	災害切迫	避難指示 第4次防災体制 (災害対策本部設置)	危険な場所から全員避難	4
数時間～3時間程度前	危険	高齢者等避難 第3次防災体制 (避難指示の発令を判断できる体制)	危険な場所から高齢者等は避難	3
半日～数時間前	警戒	第2次防災体制 (高齢者等避難の発令を判断できる体制)	自らの避難行動を確認	2
数日～約1日前	注意	第1次防災体制 (連絡委員を配置)	災害への心構えを高める	1

「避難情報に関するガイドライン」(内閣府)に基づき気象庁において作成

カ 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（長崎県南部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（長崎県など）で発表される。大雨、(追加)、高潮に関して、[高]または[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

キ 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、市町を特定して警戒を呼びかける情報で、長崎県と長崎地方気象台から共同で発表される。

市町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキタル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

ク 記録的短時間大雨情報

（タイトル及び内容をすべて変更）

ケ 竜巻注意情報

カ 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から明後日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（長崎県南部など）で、3日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（長崎県など）で発表される。大雨、土砂災害、高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

キ 土砂災害警戒情報

市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、市町を特定して警戒が呼びかけられる情報で、長崎県と長崎地方気象台から共同で発表される。令和8年5月から、気象業務法第13条第1項に基づく土砂災害に関する警報と一体として、「レベル4土砂災害危険警報」の名称を用いて通知等が行われる。

ク 長崎県気象解説情報

気象の予報等について、警報等に先立って注意・警戒を呼びかけられる場合や、警報等が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。表題は、「気象解説情報（大雨・落雷・突風）」のように、（ ）内に注目される現象のキーワードが付記される。

気象解説情報のうち、線状降水帯による大雨の可能性が高いことが予想された場合に、大雨に対する心構えを一段高めていただくことを目的として、半日程度前から「気象解説情報（線状降水帯半日前予測）」という表題で発表される。台風に関する情報については「気象解説情報（台風第〇号）」という表題で発表される。

また、大雨や土砂災害の警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの府県気象解説情報が発表される場合がある。

【令和8年度長与町地域防災計画（本編）修正】

88 ページ	第2編	第2章	第6節	気象予警報等の伝達計画
修正理由	林野火災注意報・警報の新設に伴う修正			
現行			修正後	
(2) 火災気象通報（消防法第22条） （略） <u>(追加)</u>			(2) 火災気象通報（消防法第22条） （略） <u>(3) 林野火災の予防に関する事項（消防法第22条）</u>	
資料編：火災気象通報基準 <u>(追加)</u>			<u>ア 林野火災に関する注意報（林野火災注意報）</u> 長崎市長は、気象の状況が林野火災の予防上注意を要すると認めるときは、区域を指定して林野火災に関する注意報を発することができることとし、その場合は、注意報が解除されるまでの間、該当区域にあるものは火の使用制限に従うよう努めなければならない。	
			<u>イ 林野火災の予防を目的とした火災に関する警報（林野火災警報）</u> 長崎市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発した時は、林野火災発生の危険性を勘案して、火の使用制限の対象となる区域を指定することができる。	
			<u>ウ 発令区域及び火の使用の制限</u> ア及びイに定める発令区域は、森林法第5条に規定すると都道府県知事が作成する地域森林計画の対象区域とする。 また、林野火災注意報及び警報発令時における火の使用の制限については長崎市火災予防条例第29条に定めるものとする。	
			資料編：火災気象通報基準、 <u>林野火災注意報・警報発令基準</u>	

【令和8年度長与町地域防災計画（本編）修正】

90 ページ	第2編	第2章	第6節	気象予警報等の伝達計画
修正理由	気象業務法の一部改正に伴う修正			
現行			修正後	
<p>(4) 気象警報等の伝達系統図 (図略)</p> <p>注1) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号 <u>(追加)</u> の規定に基づく法定伝達先</p>			<p>(4) 気象警報等の伝達系統図 (図略)</p> <p>注1) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号 <u>及び第3号並びに第9条</u> の規定に基づく法定伝達先</p>	

【令和8年度長与町地域防災計画（本編）修正】

91 ページ	第2編	第2章	第6節	気象予警報等の伝達計画
修正理由	防災気象情報の見直しに伴う修正			
現行			修正後	
2. 特別警報・<u>(追加)</u>・警報・注意報等の受領及び伝達方法 (1) 関係機関から通報される特別警報・ <u>(追加)</u> ・警報・注意報等は、総務部地域安全課で受領する。			2. 特別警報・<u>危険警報</u>・警報・注意報等の受領及び伝達方法 (1) 関係機関から通報される特別警報・ <u>危険警報</u> ・警報・注意報等は、総務部地域安全課で受領する。	

【令和8年度長与町地域防災計画（本編）修正】

103 ページ	第2編	第2章	第13節	水防計画
修正理由	防災気象情報の見直しに伴う修正			
現行			修正後	
<p>1. 長与町災害警戒・対策本部の設置</p> <p>水防に関係にある気象の予報、注意報、警報、<u>(追加)</u> 特別警報等により、洪水高潮等による水災が予想されるときから、（略）</p>			<p>1. 長与町災害警戒・対策本部の設置</p> <p>水防に関係にある気象の予報、注意報、警報、<u>危険警報</u>、特別警報等により、洪水高潮等による水災が予想されるときから、（略）</p>	

【令和8年度長与町地域防災計画（本編）修正】

113 ページ	第2編	第2章	第17節	救助法の適用に関する計画
修正理由	防災基本計画の修正に伴う修正及び、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号）等の一部改正に伴う修正			
現行			修正後	
<p>5. 救助の種類</p> <p>救助法による救助の種類は次のとおりである。</p> <p>(1) ～ (5) (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(6)</u> 災害にかかった住宅の応急修理</p> <p><u>(7)</u> 生業に必要な資金、器具または資料の給与または貸与</p> <p><u>(8)</u> 学用品の給与</p> <p><u>(9)</u> 埋葬</p> <p><u>(10)</u> 死体の捜索及び処理</p> <p><u>(11)</u> 災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去</p>			<p>5. 救助の種類</p> <p>救助法による救助の種類は次のとおりである。</p> <p>(1) ～ (5) (略)</p> <p><u>(6) 福祉サービスの提供</u></p> <p><u>(7)</u> 災害にかかった住宅の応急修理</p> <p><u>(8)</u> 生業に必要な資金、器具または資料の給与または貸与</p> <p><u>(9)</u> 学用品の給与</p> <p><u>(10)</u> 埋葬</p> <p><u>(11)</u> 死体の捜索及び処理</p> <p><u>(12)</u> 災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去</p>	

【令和8年度長与町地域防災計画（本編）修正】

118 ページ	第2編	第2章	第18節	避難計画
修正理由	避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針の改定に伴う修正			
現行			修正後	
<p>10. 避難所の開設及び管理</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 良好な生活環境の確保</p> <p><u>改正災害対策基本法では、避難所に滞在する被災者及び避難所以外の場所に滞在する被災者のそれぞれについて、その生活環境の整備等に関し適切な対応がなされるよう規定されており、国が法改正を受けて策定する「避難所における良好な生活環境の確保に関する取組指針」を踏まえ、避難所等における生活環境の整備にあたり平常時より必要な取組みを推進する。</u></p> <p>(5) (略)</p>			<p>10. 避難所の開設及び管理</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 良好な生活環境の確保</p> <p><u>町は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、避難所開設当初からプライバシー確保のためのパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置すること、栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努めるとともに、快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずるものとする。</u></p> <p>(5) (略)</p>	

【令和8年度長与町地域防災計画（本編）修正】

127 ページ	第2編	第2章	第24節	応急仮設住宅及び住宅の応急修理計画
修正理由	災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準等の一部改正に伴う修正			
現行			修正後	
11. 応急仮設住宅の設置 (略) (3) 費用の限度額 1戸当たり <u>6,883,000</u> 円以内 (略) 2. 住宅の応急修理 (略) (6) 費用の限度額 大規模半壊、中規模半壊、半壊（半焼）：1世帯当たり <u>717,000</u> 円以内 準半壊：1世帯当たり <u>348,000</u> 円以内			1. 応急仮設住宅の設置 (略) (3) 費用の限度額 1戸当たり <u>7,089,000</u> 円以内 (略) 2. 住宅の応急修理 (略) (6) 費用の限度額 大規模半壊、中規模半壊、半壊（半焼）：1世帯当たり <u>739,000</u> 円以内 準半壊：1世帯当たり <u>358,000</u> 円以内	

【令和8年度長与町地域防災計画（本編）修正】

128 ページ	第2編	第2章	第25節	障害物の除去作業
修正理由	災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準等の一部改正に伴う修正			
現行			修正後	
1. 応急仮設住宅の設置 (略) (5) 除去の為の費用 (略) イ 費用の限度額 1世帯当たり <u>140,000円</u> 以内			1. 応急仮設住宅の設置 (略) (5) 除去の為の費用 (略) イ 費用の限度額 1世帯当たり <u>143,900円</u> 以内	

【令和8年度長与町地域防災計画（本編）修正】

139 ページ	第2編	第2章	第32節	文教応急対策計画
修正理由	義務教育学校の追加及び文言の修正			
現行			修正後	
<p>この計画は、文教施設の被災及び小・中 <u>(追加)</u> 学校児童生徒のり災に対処して、応急教育の確保を図るためのものである。</p> <p>1. 文教施設の応急対策 (略)</p> <p>2. 応急教育対策 (1) 休校措置</p> <p>ア 大災害が発生し、または発生が予想される場合は、各学校長は町教育委員会と協議し、必要に応じて休校措置をとるものとする。</p> <p>イ 休校措置を登校前に決定したときは、直ちにその旨を防災行政無線その他の方法により児童生徒 <u>(追加)</u> に周知させるものとする。</p> <p>ウ 休校措置が登校後に決定し、児童生徒を帰宅させる場合は、注意事項を十分徹底させ、必要に応じて地区<u>担任</u>教師が各地区の安全な場所まで誘導して帰宅させる。</p>			<p>この計画は、文教施設の被災及び小・中 <u>・義務教育</u> 学校児童生徒のり災に対処して、応急教育の確保を図るためのものである。</p> <p>1. 文教施設の応急対策 (略)</p> <p>2. 応急教育対策 (1) 休校措置</p> <p>ア 大災害が発生し、または発生が予想される場合は、各学校長は町教育委員会と協議し、必要に応じて休校措置をとるものとする。</p> <p>イ 休校措置を登校前に決定したときは、直ちにその旨を防災行政無線その他の方法により児童生徒 <u>及び保護者</u> に周知させるものとする。</p> <p>ウ 休校措置が登校後に決定し、児童生徒を帰宅させる場合は、注意事項を十分徹底させ、必要に応じて地区<u>担当</u>教師が各地区の安全な場所まで誘導して帰宅させる。</p>	

【令和8年度長与町地域防災計画（本編）修正】

140 ページ	第2編	第2章	第32節	文教応急対策計画
修正理由	義務教育学校の追加及び文言の修正			
現行			修正後	
<p>3. 教科書及び学用品の給与</p> <p>(1) 給与の対象者 住家が全壊（焼）、大規模半壊、半壊（焼）、流出及び床上浸水による被害を受けた小・中 <u>(追加)</u> 学校の児童生徒で、学用品を喪失またはき損し入手することができない者</p> <p>(2) 調達及び給与の方法 町教育委員会は、学校長と緊密な関係を保ち、給与の対象となる児童生徒を調査把握し、給与を必要とする学用品の確保を図り、各学校長を通じて対象者に給付する。 なお、学用品の調達が困難な場合は、県教育委員会に調達の斡旋を要請する。</p> <p>(3) 給与品目及び費用等 教科書及び学用品の給与品目、費用及び期間は、災害救助法の基準に準じ、災害の規模等を参考にその <u>つど</u> 定めるものとする。</p>			<p>3. 教科書及び学用品の給与</p> <p>(1) 給与の対象者 住家が全壊（焼）、大規模半壊、半壊（焼）、流出及び床上浸水による被害を受けた小・中 <u>・義務教育</u> 学校の児童生徒で、学用品を喪失またはき損し入手することができない者</p> <p>(2) 調達及び給与の方法 町教育委員会は、学校長と緊密な関係を保ち、給与の対象となる児童生徒を調査把握し、給与を必要とする学用品の確保を図り、各学校長を通じて対象者に給付する。 なお、学用品の調達が困難な場合は、県教育委員会に調達の斡旋を要請する。</p> <p>(3) 給与品目及び費用等 教科書及び学用品の給与品目、費用及び期間は、災害救助法の基準に準じ、災害の規模等を参考にその <u>都度</u> 定めるものとする。</p>	

【令和8年度長与町地域防災計画（本編）修正】

144 ページ	第2編	第2章	第35節	水道施設災害応急対策計画
修正理由	水道施設災害応急措置の修正			
現行			修正後	
4. 応急措置（上水道施設） （略） エ <u>各配水池がすべて使用不能となったときは</u> 、県、日本水道協会及び自衛隊から給水を受けるための給水車を派遣してもらう等、飲料水の最低量の確保に努める。			4. 応急措置（上水道施設） （略） エ <u>被災箇所が広範囲にわたり、他系統からの給水が困難な場合は</u> 、県、日本水道協会及び自衛隊から給水を受けるための給水車を派遣してもらう等、飲料水の最低量の確保に努める。	